

こでまりの苑通所介護契約書

_____(以下、「利用者」といいます)とこでまりの苑(以下、「事業者」といいます)は事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の条件)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護度認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (通所介護計画の策定)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条 (通所介護の提供場所・サービス内容)

1. 通所介護の提供場所はこでまりの苑です。所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。
2. 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。
4. 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者または他の入居者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、

介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

5. 利用者または他の入居者、職員等の生命または身体を保護するため保護するため緊急やむを得ず第3項の拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について、法人としてこれらの要件を慎重に確認し、判断します。緊急やむを得ない理由としては切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たした場合において合理的と判断します。
6. 第4項の身体的拘束を行う場合は、その判断に至った経緯と具体的な内容について記録し、法令に従って保存します。
7. 緊急やむを得ない理由について

切迫性	利用者やほかの利用者の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
非代替性	身体拘束以外に代替する介護方法がない場合
一時性	身体拘束は一時的なものである場合

8. 事業所は従業者へ身体拘束の適正化について基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するとともに、身体的拘束適正化の指針の周知徹底を図るため、年に2回以上の研修を実施する。

第5条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録表に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
2. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
4. 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。（費用は実費にて頂きます。）

第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に送付します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。
尚、支払方法についてはご相談ください。

4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第7条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後4時まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後4時まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス提供日の前日午後4時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定めるキャンセル料（月～土曜日：食材料費 400円）を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いとあわせて請求します。
3. 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。
この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。

第8条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

- ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 7 日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

第 10 条（秘密保持）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第 11 条（情報開示）

事業者は、利用者、主たる介護者及び主たる判断者が認めた者の求めに応じて、財務状況、サービスの提供に関する記録等の開示を行います。

第 12 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行なっているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条（連携）

1. 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
3. 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条（相談・苦情対応・要望）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、東京地方裁判所立川支部を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〔事業者名〕 社会福祉法人 ゆりかご会
 デイサービスセンター こでまりの苑
 (事業者番号 1374000402)

〔住 所〕 昭島市美堀町2丁目14番25号

〔代 表 者〕 理事長 尾 西 幸 子 印

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印